

## 超小型モビリティの活用

### ○ 概要

#### (二人乗りEV NTN)

NTN株式会社から貸与いただく5台の超小型モビリティを活用し、伊勢市内等において協議会参画者等による超小型モビリティの実証事業を計画しています。

まずは、公用車での活用や協議会メンバー自ら使用することから始め、次の段階として観光ルートでの活用の検討を予定しています。

超小型モビリティの走行に必要な「超小型モビリティの認定」については、車両を保有しインホイールモーターシステムを開発したNTN株式会社、車両を製作した株式会社タジマモーターコーポレーションの協力を得て、三重県が中部運輸局から認定を受けます。

#### (一人乗りEV コムス)

伊勢市レジ袋検討会からの寄付金を活用し、国庫補助(1/2)も受けてコムス4台を協議会で購入しました。

まずは、伊勢市観光協会の業務用として活用を進め、次に観光ルートでの活用を検討していきます。

### ○ 運行エリア (二人乗りEV NTNの場合)

伊勢市全域、玉城町全域、明和町全域、度会町の一部地域、松阪市の一部地域、津市の一部地域、(桑名市全域)

(別添の地図参照)

### ○ 運行予定

#### (二人乗りEV NTNの主な使用予定)

1号車 伊勢市役所 平成25年10月から1年

2号車 伊勢商工会議所 平成25年10月から6か月

3号車 伊勢市観光協会 平成25年10月から6か月

4号車 伊勢旅館組合(伊勢戸田家) 平成25年10月から3か月

(その後、伊勢安土桃山文化村ほか)

5号車 三重県バス協会(三重交通伊勢営業所) 平成25年10月から3か月

(その後 ヤマト運輸株式会社ほか)

#### (一人乗りEV コムスの主な使用予定)

伊勢市駅前手荷物預所

外宮前観光案内所

内宮前観光案内所

(段階的な運行)

第1段階（～年内）

- ・各車両使用者において日常業務等に使用
- ・各車両使用者において、社内・団体内で展示会・試乗会
- ・観光モデルコース等での試乗会（協議会メンバーを中心として）
- ・市民や観光者向けの展示会や乗車体験会（後部座席等）

（伊勢市環境フェア、伊勢楽市等）

第2段階（平成26年～）

- ・市民や観光者を対象とした、観光モデルコースを走る試乗体験会（ドライバー）  
（安全な運行方法の検討が必要）
- ・超小型モビリティのカーシェアリングの検討（管理運営組織が必要）



超小型モビリティの活用検討会  
（NTN 5台、コムス 4台）

○ 安全対策（二人乗りEV NTNの場合）

（必須要件）

- ・認定条件、保安上・公害防止上の制限の遵守、道路運送車両法・道路交通法等の厳守
- ・事故時には遅滞なく通報、使用者に対する超小型モビリティ認定の趣旨について周知  
（車両管理、安全運行体制）
- ・車両ごとに管理責任者を設置（鍵管理、車両の保管管理、日常点検管理など）
- ・運転者は必ず事前に安全運転講習を受講する
- ・安全運転講習や運転前確認の徹底、運行記録の管理
- ・事故時等遅滞なく通報すること（緊急連絡体制整備）



超小型モビリティ安全管理・使用説明資料の整備  
教育体制の整備

（伊勢市及び三重県に教育責任者を置き、NTN及びタジマコーポレーションの協力を得て安全運転講習を実施）

○ 保険等

（二人乗りEV NTN）

NTN株式会社により任意保険に加入し、定期点検を実施。

（一人乗りEV コムス）

協議会で任意保険に加入。

## ○ 貸与式等

(二人乗りEV NTN)

- ・NTN株式会社から、協議会及び伊勢市への貸与式（平成25年9月30日）



- ・外宮前三角広場での展示

本日16時頃より、1号車（伊勢市役所）と3号車（伊勢市観光協会）をお披露目

(一人乗りEV コムス)

- ・伊勢市レジ袋検討会から、協議会への贈呈式（近日中に開催予定）

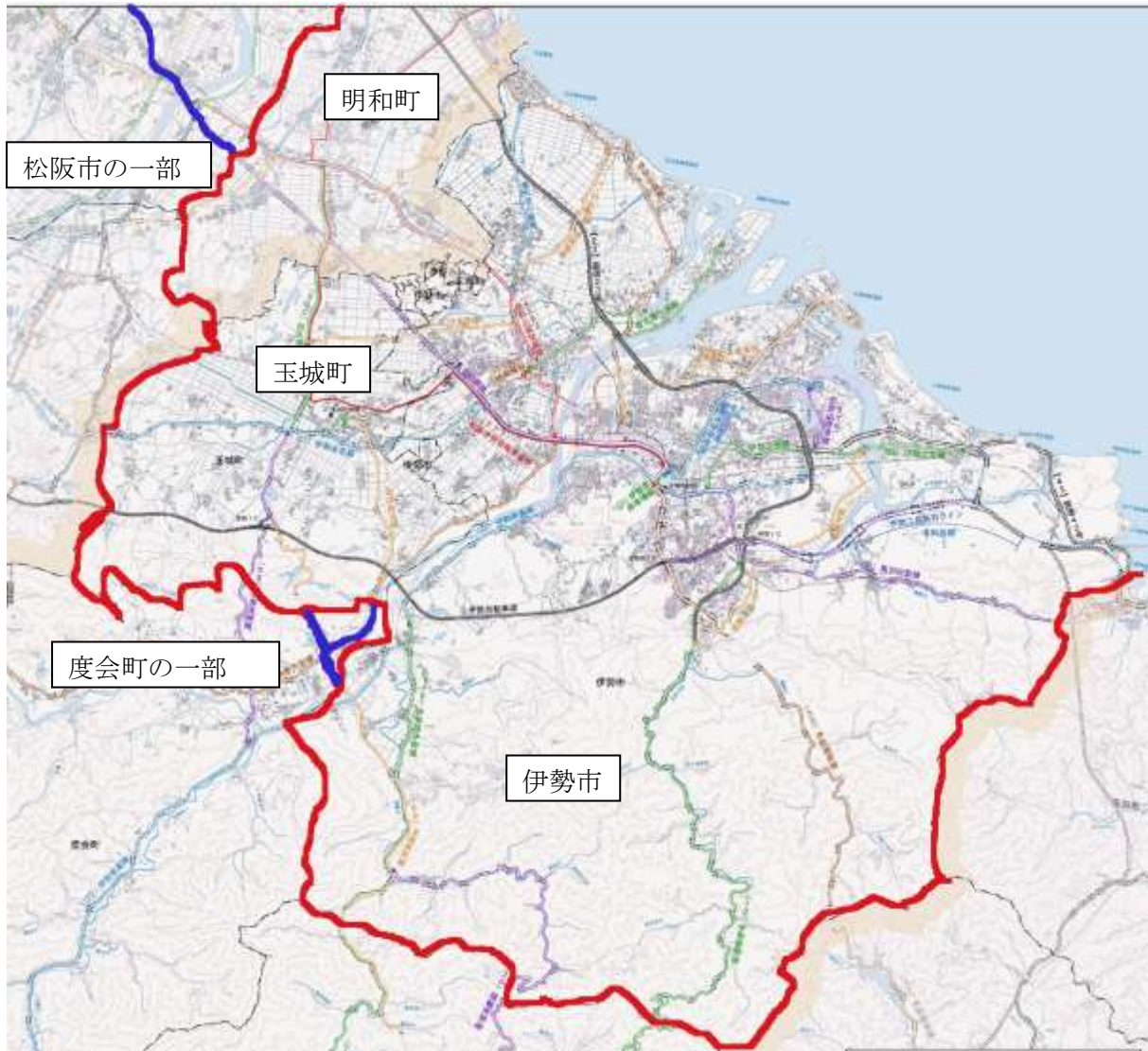


## ○ 展示等の予定

- ・伊勢市環境フェア（10月13日(日)10時から15時 県営サンアリーナ）  
（安全運転講習・試乗会を予定）
- ・伊勢楽市（11月9日、10日 外宮前三角広場周辺）
- ・みえ環境フェア2013（12月1日(日)10時からメッセウイング・みえ（津市））
- ・お伊勢さんマラソン2013の伴走車（12月8日）

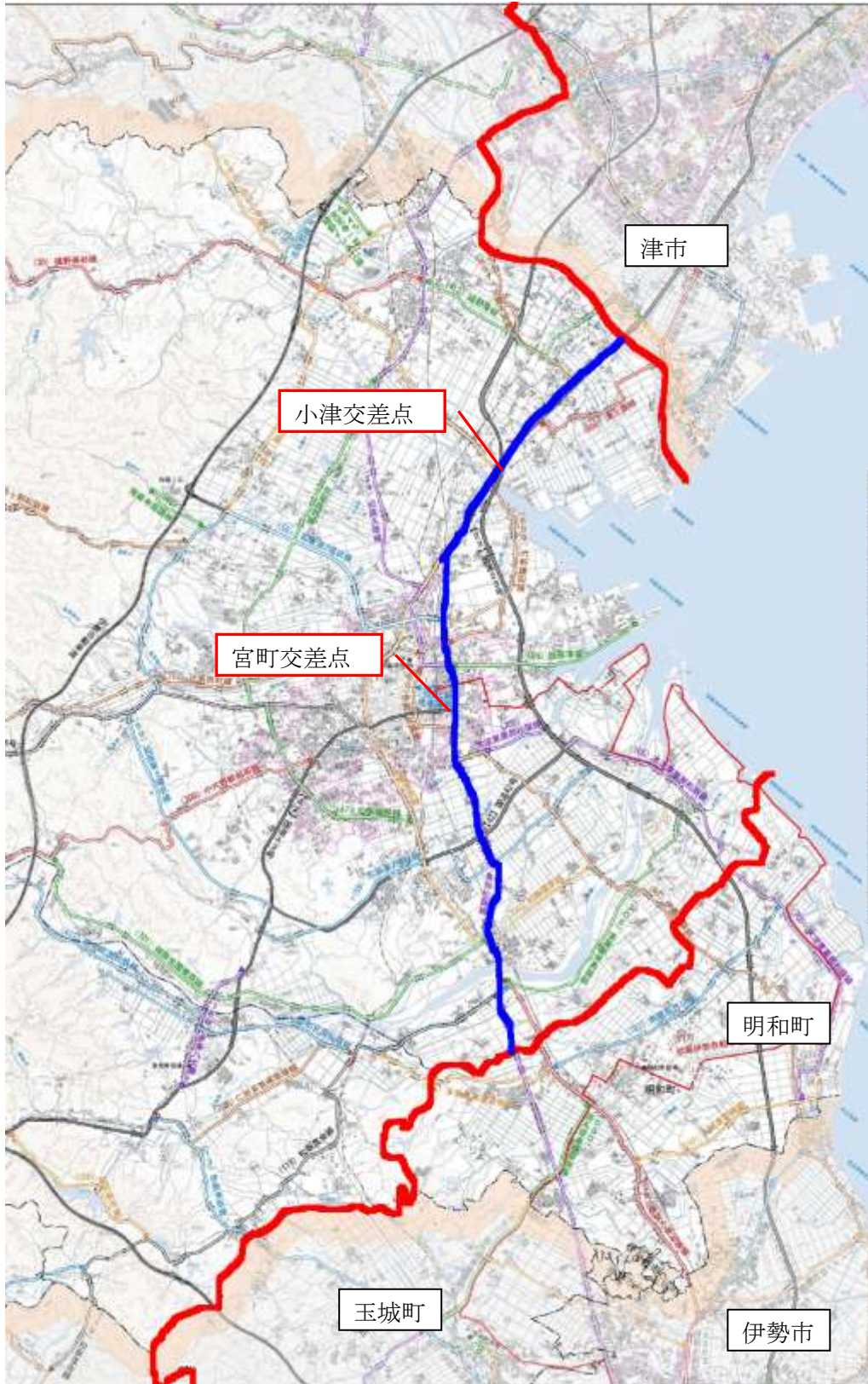
別添 運行地域（1）－ 1

- ① 伊勢市全域
- ② 明和町全域
- ③ 玉城町全域
- ④ 度会町の一部地域（度会町内の県道玉城南勢線及び県道大宮線の大野木交差点から伊勢方面）



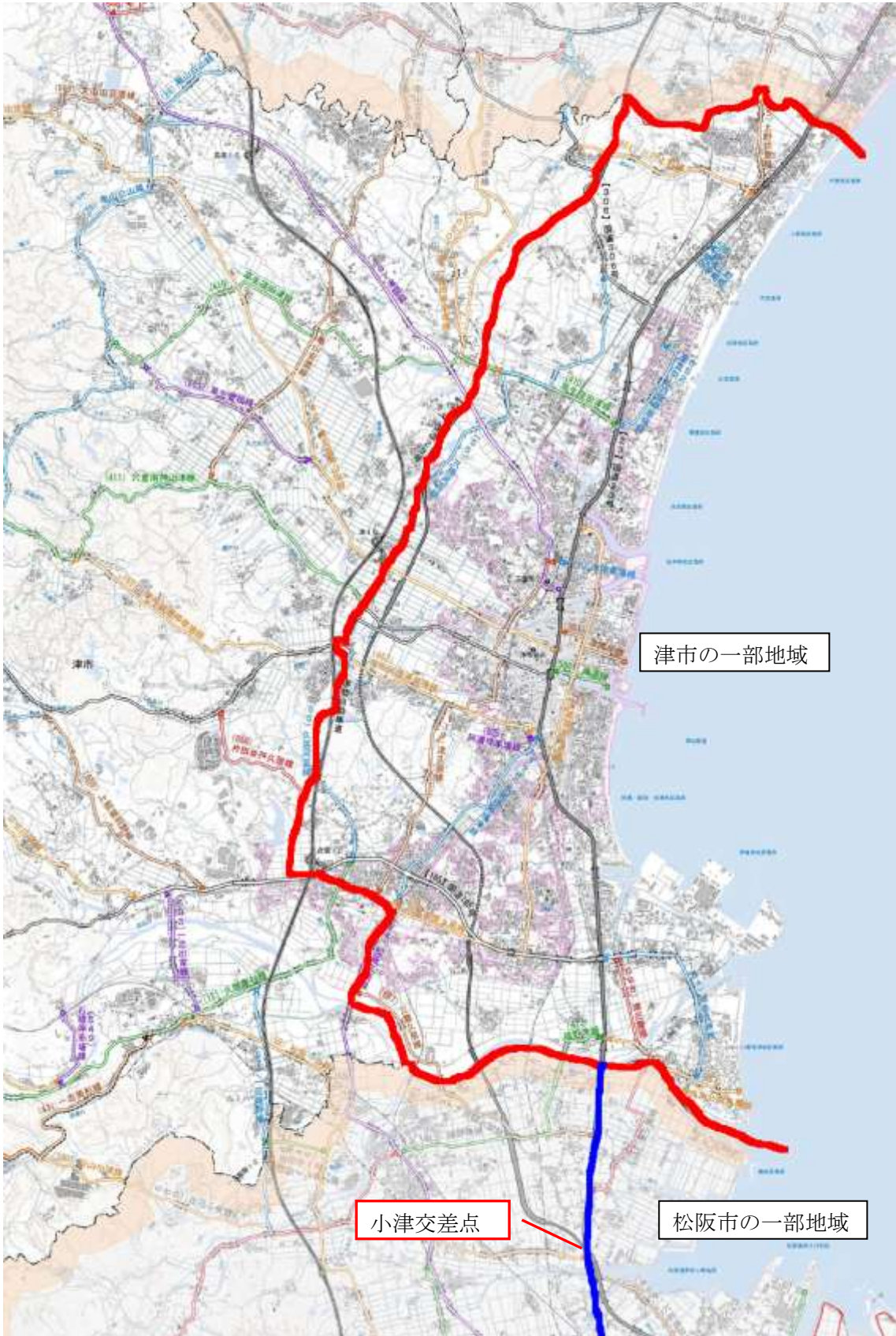
運行地域（1）－2

- ⑤ 松阪市内の一部地域（国道 23 号線小津交差点以北で津市内までの間（中勢バイパスを除く）、国道 42 号線の宮町交差点から小津交差点及び県道鳥羽松阪線）



運行地域（1）－3

⑥ 津市の一部地域







### (参考) 超小型モビリティ認定制度の概要

コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車（超小型モビリティ）については、都市や地域の新たな交通手段など、生活・移動の質の向上をもたらす新たなカテゴリーの乗り物として期待されています。今般、道路運送車両法に基づく基準緩和を活用した超小型モビリティの認定制度を本年1月に創設しました。認定制度では、安全確保を最優先に考え、①高速道路等は走行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件とした上で一部基準を緩和することとし、認定を受けた超小型モビリティは公道走行が可能です。

#### 超小型モビリティ認定制度の概要

- 対象とする超小型モビリティ
  - ① 長さ、幅、高さが軽自動車の規格内の三・四輪自動車
  - ② 乗車定員2人以下のもの（2人の年少者用補助乗車装置を取り付けたもの）  
（又は、3人以下）
  - ③ 定格出力8kW以下（又は125cc以下）のもの
- 申請者  
地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会
- 認定時の保安基準の取り扱い  
安全確保を最優先として、主に以下の取り扱いを行う。  
（主な例）制限された運行地域→座席の取付強度基準を緩和  
車幅の狭い車両→二輪の灯火器の保安基準を適用
- 認定後の措置
  - ・一台毎の基準適合性審査（いわゆる車検）を軽自動車検査協会にて実施
  - ・使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明
  - ・運行時には、各車両に認定書の写しを携帯させるとともに、申請者は、毎年運行結果を地方運輸局長に報告

定格出力 (電動自動車)	0.6kW以下	0.6kW超
エンジン排気量	50cc以下	50cc超～660cc以下
三・四輪車	<b>歩行補助用具 (免許不要)</b> ・排速6km以下 ・車輪なし ・全長:1,200mm ・全幅:700mm ・全高:1,080mm 	<b>第一種原動機付 自転車</b> ・全長:2,500mm ・全幅:1,300mm ・全高:2,000mm 
	<b>超小型モビリティ</b> ・定格出力8kW以下 (又は125cc以下) ・乗車定員2人以下 ・積載重量4人 ・高速道路走行可 	<b>軽自動車</b> ・全長:3,400mm ・全幅:1,480mm ・全高:2,000mm ・車輪あり ・乗車定員4人 ・高速道路走行可 

安全確保を最優先にしつつ、地域の手軽な移動の足として利活用





# 超小型モビリティ認定制度の手続きの流れ

